

地方公共団体の文書管理の調査

1 なぜ「文書管理」を問題にするか

情報公開請求に対する不開示決定は、(好ましいものではないが)よくある。一般的には、不開示部分の情報を知りたいと思えば、不開示決定の取消を求めて、不服申立や取消訴訟を提起することになる。

しかし、同じ不開示決定であっても、文書が存在しないことを理由とする場合は、やっかいだ。そもそも「不存在」の意味するところが、物理的に文書が存在しないことをいうのか、それとも物理的には存在するが、法的には行政機関(条例の場合には実施機関)が「保有」していないということかで、意味するところが全く異なるからだ。後者の場合、すなわち、文書は物理的には存在するが、情報公開法や条例の解釈上、当該行政機関や実施機関が「保有」していないという場合は、法や条例の解釈を巡って取消訴訟をすることになる。この場合に、不開示処分の取消が認められた例もいくつか存在する。困るのは、物理的に存在しない、という前者の場合だ。物理的に存在しない、といっても、行政機関の職員が当該文書を探したが見あたらなかった、という程度のものから、当該文書を廃棄したという根拠が示される場合もある。加えて、文書が物理的に存在しない、という事実の証明は行政側が行うのか、処分の取消を求める側が行うべきかなどの訴訟上の問題も発生する。

いうまでもなく、最も悪質な情報隠しは、開示請求を受ける前に文書を意図的に破棄してしまうことだ。さらに、開示請求を予想して文書を作成しないこともあり得る。

こうしてみると、必要な行政情報の開示を市民が受けるためには、単に情報公開法や情報公開条例が適正に運用されることだけでは不十分だ。重要な行政の意思決定に文書を作成すること、文書の保存期間や保存期間を経過した文書の破棄や管理のルールが行政内部でマチマチに処理されないよう、これらが法や条例など、誰もが知ることのできる安定した法形式で定められる必要がある。

国の行政文書の作成、保管、管理、廃棄、保存に至るルールについて定めているのが、公文書管理法である。公文書管理法にも不十分な部分があるにしても、一応、重要な事項についての文書作成義務や破棄の場合のルールを定めている点は、情報公開の観点からみて、好ましい。ところが、

地方公共団体に眼を転じた場合、公文書管理を条例で定めているのは未だ少数に止まる。このことは、地方公共団体において重要な意思決定について文書が作成されず、地方公共団体にとって都合の悪い文書が破棄される危険があることを意味する。加えて、特定秘密保護法は、県警が特定秘密を保有することや、特定秘密取扱者を決めるための適性評価を行うことを定めている。県警で特定秘密がどのように管理されるか、適性評価の資料がどのように管理されるかについて定めることの必要性は、極めて高い。

こうした問題意識をもとに、情報公開制度を支える文書管理の実情について、47都道府県と20政令市を対象として、アンケート用紙を送付し、回答を得るという形で調査した。

2 調査項目と趣旨

(1) 法形式に注目

(ア) 内容的には、国の公文書管理法同様の定めを地方公共団体が設けているかどうかを基本的な視点としたが、ここでは制度の根拠となっている法形式（条例によるものか、規則、規程、要綱によるものか）に注目した。

(イ) 地方公共団体のルールとして、透明性や法的安定性の観点からは条例によることが最も好ましい。内容を誰もが容易に知ることができ、制定や改廃の手続きに議会の議決を要するからである。しかし、地方公共団体では、公文書管理について、地方自治法 15 条 1 項に基づいて長が制定する規則のほか、規程、要綱といった形式によってルールを定められている場合が多い。

このうち、地方自治法 15 条 1 項の長の規則制定権については、条例の委任がなくとも、独自に長が制定することが可能だ、という運用がなされている。規則制定権の根拠を憲法 94 条が定める地方公共団体の条例制定権に求めることが理由である。とは言っても、規則の場合、議会の議決を経ることなく制定できること、長が交代したことによって規則の内容も変わってしまう事態も起こりうること、規則の公表の判断がマチマチとなり得る点で、条例と比較して制度の透明性や法的安定性は劣る。

さらに問題は、規程や要綱といった形での定めである。当然に議会の議決は不要である。少なくとも公文書の管理についての規程については、公表が義務付けられてはいない。そして、規程も要綱も、行政内部での

ルールにすぎない。

行政内部のルールにすぎない以上、その運用は県民や市民の知る権利を保障したものではないから、制度の存在や改変について、市民の知らないとことで、首長の判断で扱いが変わってしまう、という事態も起こり得る。

制度がまったくない、という場合よりも良いが、規程や要綱での定めでは、市民の知る権利に配慮した運用がなされる保障はなく、制度として不十分だ。

(ウ) ところで、地方公共団体の文書管理については長い間、文書管理規程による運用がなされてきた。規程や要綱からどこまで条例化がすすんだかが本調査の大きな関心である。かかる観点から、文書管理の作成や破棄、保管といったそれぞれの局面での制度が存在するか否かだけでなく、その根拠が条例に基づくものか、規則にもとづくものか、規程や要綱に基づくものかについて調査対象とした。

(2) 調査項目について

(ア) 47都道府県と20政令指定都市に対して、公文書管理法に定めのある①文書の作成義務 ②保存期間 ③文書廃棄のルールに加え、④特定秘密対象文書の保存に対する対応を、それぞれアンケート調査する方法で行った。それぞれの事項のうち、地方公共団体の文書管理特有の問題点について以下の通り述べる。

(イ) 文書の作成義務の前提—重要な意思決定がどこでなされるか

公文書管理法は閣議の議事録や重要事項の決定経緯に関する経緯について、文書を作成することを命じている(第4条)。ところで、地方自治法は、行政部門の意思を最終的に決定する会議を定めていない。重要な意思決定にかかわる文書の作成義務の前提として、当該地方公共団体での重要事項の決定がどのようになされているか、という、「意思決定の方法」まで遡って問題とせざるを得ない。つまり、地方公共団体についてみれば、重要な事項についての記録義務だけでなく、そもそも、重要な事項を決定する行政部門の意思はどこで決定するか、という問題それ自体が文書管理の問題の一環をなすものとして捉える必要があるのだ。そこで、今回のアンケートの冒頭に、「地方公共団体行政にかかる重要な政策を決定する会議(政策会議等)が決まっているか」という質問をおいた。

ちなみに、私たちは2002年3月に発表した第6回情報公開度ランキングで「地方公共団体の重要な政策を決定する会議等が定まっているか、定まっている場合には、そこでの議事録が作成されているか、その議事録や会議で配布された資料が開示されるか」といった事項を評価項目としたことがあったが、その時点で、政策を決定する会議が決まっている、と回答した地方公共団体は27道府県だけであった。

(ウ) 特定秘密保護法と文書管理

特定秘密保護法は、特定秘密とされた文書を県警が保管することを前提としている。また、特定秘密の取扱者を選定するための適性評価も県警において行うことが前提とされている。

そうすると、県警の保有する特定秘密や適性評価の資料となった情報については、都道府県が定めた文書管理の制度が適用されることになる。これらが適正に管理されない場合には、特定秘密が指定解除された後に人知れず破棄されることが起こり得る。また、適性評価に関する情報についてみれば、機微情報がいつまでも破棄されないまま保管されることにより、漏えいの危険が常に発生することにもなる。

そこで、特定秘密保護法についての対策について、都道府県と警視庁、各県警宛にアンケート調査を行った。

(3) 総務省の調査を加味

総務省は本年（平成27年）1月5日現在での公文書管理条例等の制定状況調査の結果を3月に公表した。これにより、都道府県、政令市、市町村での公文書管理条例等の制定状況、保存期間満了後の文書の扱い、制定予定に加え、都道府県、政令市を対象とした公文書館の設置状況を知ることができる。

この結果を加味することで、都道府県と政令市の文書管理の状況を知ることができた。

3 結果

(1) 意思決定の方法と記録作成について

(ア) 意思決定の場の法定（図1-1、図1-3）

行政の意思形成を行う「政策会議等」が決まっていると回答したのは30都道府県、18政令市であった。ただ、これらを条例で定めている地方公共団体はなく、規則に基づくものは都道府県で4、政令市で6、

要綱や規程によるものは都道府県で24、政令市で12であった。

このうち、行政の意思決定を行う場が決まっている、としつつ、その根拠がない、という回答を寄せたのは、長野県、鳥取県であった。両県とも、情報公開に積極的な知事を擁した地方公共団体であるが、その時の慣行であろうか。理由はともかく、少なくとも規則で定めるべきだ。

(イ) 意思決定の場における文書の作成義務（図1-2、図1-4）

上記政策会議を定めている30都道府県と18政令市を対象として、政策会議での文書の作成義務を定めているか、という質問を行った。行政の意思決定の場が決まっていながら、そこでの議事録などの作成が義務付けられていない場合には、情報公開に資する制度とは評価できないからである。

条例での義務付けについてしてみると、都道府県で2、政令市で3、規則によるものが都道府県で2、政令市で2、規程、要綱によるものは都道府県で10、政令市6で、それ以外の16都県、7市では文書作成それ自体が義務付けされていない、という結果となった。

せっかく地方公共団体での意思決定の場を定めていながら、半数以上の県が文書作成それ自体を義務付けていない。市民への情報公開という観点からみれば、文書作成を条例で義務付けることが必要であり、現状の都道府県、政令市の意思決定の透明性には極めて重大な欠陥があると言わざるを得ない。

(ウ) さらに、文書作成を義務付けている14の都道府県と11の政令市を対象として、作成すべき文書が定められているか、という質問をした。作成すべき文書が具体的に定まっている、とこたえたのは7県¹と7市²である。

文書作成が義務付けられていることは良い。しかし、作成すべき文書が決まっていなかったとなると、その時の判断で作成される文書の記載内容が区々になることが想定される。対象は地方公共団体の最終的意思決定の場での記録である。議事録の作成を義務付けるべきである。

¹ 青森県は文書の作成義務付け根拠はないが、「庁議記録」を作ると定まっていると回答があった。

埼玉県は文書の作成義務付けの根拠はないが、運用により「会議議事録」作成を依頼すると回答があった。

² 堺市は文書の作成義務付け根拠はないが、原則、庁議の翌日に議事要旨と会議資料をホームページで公開すると回答があった。

○都道府県（図1-1）

	決まっている				決まってい ない
	条例	規則	規程・要綱	根拠なし	
意思決定場所が決まっているか	なし	4（東京都・島根県・高知県・鹿児島県）	24（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・山梨県・静岡県・三重県・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県）	2（長野県・鳥取県）	17（福島県・千葉県・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・京都府・奈良県・山口県・愛媛県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）

上記意思形成場所が決まっている30都道府県に関し、文書の作成義務と作成すべき文書が定まっているか。（図1-2）

	条例	規則	規程・要綱	なし
文書の作成義務と作成すべき文書の定め（アリ＝下線）	2（ <u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> ）	2（ <u>北海道</u> ・ <u>宮城県</u> ）	10（ <u>岩手県</u> ・ <u>秋田県</u> ・ <u>茨城県</u> ・ <u>山梨県</u> ・ <u>大阪府</u> ・ <u>岡山県</u> ・ <u>徳島県</u> ・ <u>高知県</u> ・ <u>宮崎県</u> ・ <u>沖縄県</u> ）	16（ <u>青森県</u> ・ <u>山形県</u> ・ <u>栃木県</u> ・ <u>群馬県</u> ・ <u>埼玉県</u> ・ <u>東京都</u> ・ <u>長野県</u> ・ <u>静岡県</u> ・ <u>三重県</u> ・ <u>滋賀県</u> ・ <u>兵庫県</u> ・ <u>和歌山県</u> ・ <u>広島県</u> ・ <u>香川県</u> ・ <u>大分県</u> ・ <u>鹿児島県</u> ）

○政令市（図1-3）

	決まっている				決まっていない
	条例	規則	規程・要綱	根拠なし	
意思決定場所の法定		6（札幌市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・福岡市）	12（仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・新潟市・静岡市・大阪市・堺市・神戸市・北九州市・熊本市）		2（岡山市・広島市）

上記意思形成場所が決まっている18市に関し、文書の作成義務と作成すべき文書が定まっているか。（図1-4）

	条例	規則	規程・要綱	なし
文書の作成義務と作成すべき文書の定め（アリ＝下線）	3（ <u>札幌市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>大阪市</u> ）	2（千葉市、福岡市）	6（ <u>仙台市</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>新潟市</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>名古屋市</u> 、熊本市）	7（さいたま市、横浜市、浜松市、京都市、 <u>堺市</u> 、神戸市、北九州市）

（2）事務及び事業の実績に関する文書の作成義務について（図2-1、図2-2）

政策会議以外の文書の作成義務について尋ねるもので、公文書管理法4条本文が定めている「事務及び事業の実績に関する」文書の作成義務に対応するものである。

条例で定めているのは4県と2市のみで、規則に基づくのが14道府県

7市、要綱や規程によるものは都道府県で22、政令市で8であった。7都県3市は定めていなかった。

文書の作成義務の法定は、情報公開請求しても「作っていないから不存在」を防ぐという観点から重要である。文書作成を義務付けていない場合には、慣行や現場の判断で文書が作成されることになる。文書不存在決定が横行する原因となるだけでなく、たまたま何らかの文書を職員が作成していたとしても、それが職員個人のメモであるとして、開示されない事態も想定される。文書の作成義務は市民への説明責任を果たすために重要であり、条例を定めて軽微なものを除いて、文書を作成することを義務付けるべきだ。

★例外（議会・県警）について

なお、事務及び事業の実績に関する文書作成を条例で定めている上記4県2市のうち、議会を例外にしているのは1県（香川県）だけだった。県警を例外にしている地方公共団体はなかった。文書の作成義務について、わざわざ議会を例外とすることに合理性があるか、疑問だ。

○都道府県（図2-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
事務及び事業の実績に関する文書の作成義務の法定	4（鳥取県・島根県・香川県・熊本県・）	14（北海道・岩手県・秋田県・福島県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県・大阪府・兵庫県・奈良県・徳島県・高知県・）	22（青森県・山形県・茨城県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・和歌山県・岡山県・愛媛県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県）	7（宮城県・東京都・広島県・山口県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）

○政令市（図 2-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
事務及び事業の実績に関する文書の作成義務の法定	2（相模原市・大阪市）	7（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市）	8（札幌市・仙台市・新潟市・名古屋市・堺市・神戸市・岡山市・熊本市）	3（静岡市・浜松市・広島市）

(3) 文書の保存期間の定め（図 3-1，図 3-2）

ここからは、文書の管理に関連する質問となる。文書の保存期間の規定が曖昧なままだと、本来保管されるべき重要な文書が現場の判断で破棄されてしまう、ということも生じる。地方公共団体の文書を作成、使用する部署で、地方公共団体に不都合な情報が不当に廃棄されないようにするためには、保存期間と対象文書を条例でハッキリと定めておくことが望ましい。

文書保存期間を条例で定めているのは3県と3市であり、規則によるものが16都道府県8市、残り28府県、9市は規程、要綱で定めていた。文書の保存期間について根拠の曖昧な規程によるところが都道府県で半数以上存在することは、この分野の検討が遅れていることを意味する。

○都道府県（図 3-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間の法定	3（鳥取県・島根県・熊本県）	16（北海道・岩手県・宮城県・秋田県・福島県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・大阪府・兵庫県・奈良県・広島県・徳島県）	28（青森県・山形県・茨城県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・和歌山県・岡山県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）	

○政令市（図3-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間の法定	3（札幌市・相模原市・大阪市）	8（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・静岡市・浜松市・京都市・北九州市）	9（仙台市・新潟市・名古屋市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・福岡市・熊本市）	

（4）保存期間満了時の文書の取扱いの定め（図4-1，図4-2，図4-3）

（ア）文書の保存期間が満了した際に、これを破棄するか、保存するかについてのルールを尋ねた。さすがに保存期間が満了した文書の取扱いを定めていない、という都道府県も政令市も存在しなかった。

保存期間満了時の文書破棄についてのルールを条例で定めているのは5県と3市だった。規則によるものが15都道府県7市で、27府県10市が規程、要綱で定めていた。規程、要綱による地方公共団体が多いが、保存期間満了時に文書をどう扱うかは極めて重要な事項である。条例で定めることが必要だ。

なお、保存期間満了時の文書の取扱いについて、議会、県警文書についての例外規定があるかどうかを質問した。文書保存満了時の破棄ルールを条例で定めている上記5県3市のうち、議会を例外としているのが1県（香川県）だった。県警を例外としているのは1県（神奈川県）で、県警の保管文書は神奈川県公文書館条例の対象となっていない、という回答であった。したがって、神奈川県警の文書については、県警独自の規程によるという扱いが行われていることになる。また、香川県については、議会文書については香川県議会事務局文書管理規程による、という回答であった。

（イ）一方、条例で保存期間満了時の文書の取扱いを定めていない42の都道府県すべて、警視庁と県警について、知事部局と異なる訓令を設けていた。

しかし、議会、県警の文書を例外扱いする合理性はないはずだ。特に県警文書については、保存期間満了後、適確に保管されない可能性もあ

る。一元的な文書管理のルールを確立すべきである。

★総務省の調査から（仙台市は全て破棄）

平成27年1月5日現在の取扱を尋ねた総務省の調査では、保存期間終了後の文書の取扱について、すべて破棄する、と回答した地方公共団体は、都道府県では存在しなかったが、政令市では仙台市が20市で唯一、全部破棄、と回答した。私たちの調査では、この仙台市の取扱は、規程、要綱で定められているもののようである。いずれにしても、保存期間満了後の文書をすべて破棄する、という姿勢は、地方公共団体の政策を後世に生かせないことを意味する。早急に取扱を改めるべきだ。

○都道府県（図4-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時の取扱いの法定	5（神奈川県・鳥取県・島根県・香川県・熊本県）	15（北海道・岩手県・宮城県・秋田県・福島県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・静岡県・大阪府・兵庫県・奈良県・広島県・徳島県）	27（青森県・山形県・茨城県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・和歌山県・岡山県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）	

○政令市（図4-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時の取扱いの法定	3（札幌市・相模原市・大阪市）	7（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・静岡市・浜松市・北九州市）	10（仙台市・新潟市・名古屋市・京都市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・福岡市・熊本市）	

(5) 文書保存期間満了時の文書の保存要件の法定について (図5-1, 図5-2)

文書保存満了後の保存要件についての定めの有無を尋ねた。文書を所管する部署などの恣意的な判断で文書が不当に破棄されないようにするためには、どのような文書について保存するかが条例で定められていることが重要であることから質問した。

条例に基づくのは6県と3市で、規則によるものが12都道府県6市、規程、要綱で定めているのが25府県7市だった。4県と4市は定めがなかった。

なお、前出(4)の文書保存期間満了時の取扱いについて、規程・要綱で定めている、と回答した岡山県は、岡山県立記録資料館条例が存在する、として、この質問については条例で定めている、と回答した。平成17年に施行された同条例をみると、第1条に「岡山県の記録を伝える重要な公文書(現用のものを除く)、古文書その他の資料(以下「記録資料」という。)を保存し」という文言がある。これをもって文書の保存要件の法定、と回答したものと思われる。一方栃木県は、文書保存期間満了時の文書の保存要件についての定めはない、との回答であったが、栃木県文書等管理規則11条4項に「歴史的資料として保存する価値があると認めるものは、適切な施設に移管することができる。」との規定があるので、規則に定めのある地方公共団体に数えることとした。

しかし、実質的にみると、岡山県や栃木県の定めは、これだけでは基準として不十分で、恣意的な運用がなされるおそれが払拭できない。具体的にどのような定めを設けることが必要か、については、ここでは触れる余裕はないが、少なくとも、保存期間満了時の取扱いも含めて、保存されるべき公文書について条例で定めるべきであろう。

○都道府県（図5-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時の文書の保存要件の法定	6（神奈川県・鳥取県・島根県・岡山県・香川県・熊本県）	12（北海道・宮城県・秋田県・福島県・栃木県・千葉県・東京都・静岡県・大阪府・兵庫県・広島県・徳島県）	25（青森県・山形県・茨城県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）	4（岩手県・埼玉県・愛媛県・高知県）

○政令市（図5-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時の文書の保存要件の法定	3（札幌市・相模原市・大阪市）	6（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・浜松市・北九州市）	7（仙台市・新潟市・京都市・堺市・広島市・福岡市・熊本市）	4（静岡市・名古屋市・神戸市・岡山市）

（6）文書保存期間満了時に首長・公文書館長等に意見を聞くことの法定について（図6-1，図6-2）

前項の「文書保存の要件の法定」の内容として、首長や公文書館長等の意見を聞くことが含まれているかどうかを尋ねた。首長の意見を聞くことが、ただちに文書が適確に保存されることにはならないが、少なくとも他の要件の法定と相俟って、文書を現用する部署の長の判断だけで破棄されることを防ぐことができる。

文書保存の要件を条例で定めている、と回答した6県のうち、4県が、政令市3市のうち相模原市が条例で首長または公文書館等の館長の意見を聞

くこととしている。

なお、これについては、以下の通り、地方公共団体毎に様々な取扱いがなされている。

※千葉県 首長ではなく文書館長に意見を聴く

※神奈川県 廃棄の権限は知事にあり、知事から公文書館長に委任

※京都府 保存年数が10年以上のものは知事の承認を得て廃棄。学術研究資料としての価値の有無について総合資料館長に照会し、価値の認められるものは知事の承認を得て総合資料館長に引き渡す

※鳥取県 首長から権限委任された公文書館館長に協議する

※熊本県 行政文書管理委員会の意見を聴かなければならない。

※札幌市 公文書館長が指定するものの廃棄については、市公文書管理審議会の意見を聴くことを義務付け

※相模原市 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に意見を聴くことを義務付け

※新潟市 歴史文化課長が歴史的価値があると認めたものについて保存

○都道府県（図6-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時首長・公文書館長等に意見を聞くことの法定	4（神奈川県・鳥取県・香川県・熊本県）	1（千葉県）	3（青森県・京都府・高知県）	39

○政令市（図6-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時首長・公文書館長等に意見を聞くことの法定	1（相模原市）	1（札幌市）	1（新潟市）	17

(7) 公文書館の法定について (図7-1, 図7-2)

次に、保存期間満了後の公文書を保管する公文書館の設置について質問した。

公文書館については、条例を根拠する設置は28県と7市、規則によるものが2県、規程、要綱で定めているのが4都府県、定めなしは13府県と13市だった。

この質問は本年(平成27年)3月総務省が発表した「公文書管理条例等の政令状況調査結果」の、公文書館等を設置済みが33都道府県・7政令市で、設置していないと回答したのが14府県(岩手県・山形県・福島県・石川県・山梨県・静岡県・三重県・京都府・愛媛県・高知県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)と13市(仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・新潟市・静岡市・浜松市・京都市・堺市・神戸市・岡山市・福岡市・熊本市)だったことと、異なる結果となった。これは、総務省の調査に対して、設置していない、と回答した三重県が「三重県総合博物館条例で三重県総合博物館を設置している」と回答したこと、同じく総務省の調査では設置していない、とされていた宮崎県が、宮崎県文書センターを設置している、と回答したことによって、両県が設置組に入ったこと、一方、総務省の調査では設置済に含まれていた滋賀県が「未設置」に回答した(ただし、「県庁舎内に県政史料室を設置し公文書館機能を提供している」との注記がある。)ため、未設置組に移籍したことによる。結局、回答結果の相違は、公文書館とは何か、という点についての判断に依拠すると言えよう。このような観点からいえば、公文書館にどのような機能をもたせるかも含めて、公文書館については今後も議論を深める必要があろう。

○都道府県（図7-1）

	設置済み			未設置
	条例	規則	規程・要綱	
公文書館の法定	28（北海道・宮城県・秋田県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・富山県・福井県・長野県・愛知県・三重県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・福岡県・佐賀県・大分県・沖縄県）	2（青森県・岐阜県）	4（東京都・大阪府・兵庫県・宮崎県）	13（岩手県・山形県・福島県・石川県・山梨県・静岡県・滋賀県・京都府・愛媛県・高知県・長崎県・熊本県・鹿児島県）

○政令市（図7-2）

	設置済み			未設置
	条例	規則	規程・要綱	
公文書館の法定	7（札幌市・川崎市・相模原市・名古屋市・大阪市・広島市・北九州市）			13（仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・新潟市・静岡市・浜松市・京都市・堺市・神戸市・岡山市・福岡市・熊本市）

（8）保存文書の開示規定の法定について（図8-1，図8-2）

（ア）総務省の調査結果との相違

保存期間満了後の文書を対象とした公文書について、市民が知る権利を実現しようとするれば、市民が開示処分を争うことのできる、保存期間満了後の公文書を対象とする条例が必要である。保存期間満了後の文書の開示規定について、条例で定めていると回答した地方公共団体が17県と1

4市、規則によるものが15道県と1市、規程、要綱で定めているのが10都府県と1市、なしが5県と4市だった。

ところで、総務省の調査では、公文書管理条例を制定している地方公共団体は都道府県で神奈川県、鳥取県、島根県、香川県、熊本県の5県、政令市で札幌市、相模原市、名古屋市、大阪市の4市となっている。これをこの結果と照らし合わせると、公文書管理条例を制定している地方公共団体でも、保存期間満了後の文書の開示については同条例が対象としておらず、別の条例や根拠に基づいて開示されている、といった実態がみえてくる。また、条例で開示の手続きを定めている、と回答した17県、14市中にも、定めている条例について情報公開条例、と回答した地方公共団体が少なからずある。

(イ) 保存期間満了後の文書も情報公開条例による、と回答した地方公共団体

情報公開条例だけを根拠規定に挙げたのは、条例で定めていると回答した17県では青森県、山形県、石川県、長崎県、鹿児島県の5県、政令市では千葉市・新潟市・浜松市・京都市・堺市・神戸市・福岡市・熊本市の8市にのぼる。

しかし、各条例とも、情報公開条例が対象とする文書は、実施機関が保管している文書に限られる。また、歴史的価値があるものとして、実施機関以外が保管している文書は同条例の対象としない旨の規定をもつ。したがって、情報公開条例に基づく開示請求が可能なのは、保存期間満了後の文書を引き続き実施機関が保管している、というイレギュラーな場合だけであり、文書の保存期間満了後、文書がどこでどう保存されているか、といった文書管理のルールによって、文書が開示されたり、不存在を理由として開示されなかったりする。実際、回答をお寄せいただいたいくつかの地方公共団体も、「保存期間にかかわらず、文書を保有していれば公開する」(新潟市)、「保存期間が満了した場合には廃棄(廃棄後に一部市政資料館への引渡しする場合もある)又は保存期間の延長のいずれかを行う。そのため、引き続き文書を保存する必要がある場合には、保存期間の延長を行う。」(名古屋市)「情報公開条例上の公文書にあたりと解し、運用上、情報公開の対象としている。」(神戸市)、といった説明をしているが、いずれにしても、保存期間が満了した文書が情報公開条例で開示されるのは、たまたま文書が破棄されずに実施機関が保有している場合だけに限られ

るのであり、破棄された場合はもちろんのこと、公文書館等に移管された場合には情報公開条例の対象となる、ということはない（ちなみに、神戸市は公文書館等を持たない）。こうしてみると、5県と8市については、保存期間満了後の開示請求に対する制度を設けていないと同義であり、定めなし、に分類せざるを得ない。

(ウ) 開示請求権と文書保管のルール

市民が開示請求権を実現するためには、文書が保管されていることが必要である。情報公開条例のみを保存期間満了後の文書の開示請求の根拠に挙げた先の5県では、保存期間満了時の文書の取扱はいずれも規程・要綱に基づくと回答している。8市については、千葉市、浜松市は規則で、それ以外の6市は規程・要綱に基づくと回答している。皮肉な見方をすれば、規程や要綱といった、曖昧な根拠にもとづいて保存期間の満了後の文書の取扱を定めているからこそ、破棄されずに実施機関での保管が継続している場合が生じる、とみることもできる（総務省の調査資料で、保存期間満了した文書はすべて破棄、と記載されている仙台市は、開示の制度なし、と回答している。仙台市が良い、といているのでは、毛頭ないが、論理的だ。）。

文書保管のルールが条例で統一的に運用されていない場合には、何らかの条例に基づく開示請求をしたとしても、文書不存在故に不開示決定の憂き目にあう。これでは保存期間満了後の文書について、市民は開示を求める権利を有するとは言い難い。

したがって、保存期間満了後の文書の開示請求権は、保存期間満了後の文書の保存のルールが条例で明らかにされていることとセットで条例化が検討されなければならない。

○都道府県（図8-1）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし（下線部は情報公開条例と回答）
保存文書の開示規定の法定	12（宮城県・秋田県・神奈川県・富山県・三重県・鳥取県・島根県・岡山県・香川県・福岡県・熊本県・沖縄県）	15（北海道・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・山梨県・長野県・愛知県・奈良県・和歌山県・広島県、大分県）	10（東京都・岐阜県・静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・山口県・徳島県・宮崎県）	10（ <u>青森県</u> ・ <u>岩手県</u> ・ <u>山形県</u> ・ <u>福島県</u> ・ <u>石川県</u> ・ <u>愛媛県</u> ・ <u>高知県</u> ・ <u>佐賀県</u> ・ <u>長崎県</u> ・ <u>鹿児島県</u> ）

○政令市（図8-2）

	条例	規則	規程・要綱	定めなし（下線部は情報公開条例と回答）
保存文書の開示規定の法定	6（札幌市・川崎市・相模原市・大阪市・広島市・北九州市）	1（名古屋市）	1（横浜市）	4（ <u>仙台市</u> ・ <u>さいたま市</u> ・ <u>千葉市</u> ・ <u>新潟市</u> ・ <u>静岡市</u> ・ <u>浜松市</u> ・ <u>京都市</u> ・ <u>堺市</u> ・ <u>神戸市</u> ・ <u>岡山市</u> ・ <u>福岡市</u> ・ <u>熊本市</u> ）

（9）特定秘密の保存期間について

（ア）特定秘密について、文書保存期間の具体的な定めを設けているかという質問を都道府県および県警に質問した。これに対し、すべての都道府県が「ない」と回答した。また、適性評価に係る情報の保存期間についても上記と同様、特別の定めも特別な破棄ルールも定めていない、との回答であった。

（イ）しかし、3（4）で述べたように、文書の保存期間満了後の文書破棄のルールを条例で定めていない42都道府県と、条例の実施機関から県警を外している神奈川県では、文書破棄は県警が定めた訓令に基づいて行われる。したがって、県警が保有する文書の破棄については、知事部局と異なるルールを設けることが可能な状態にある。

(ウ) この事実は、警視庁と都道府県警が特定秘密の提供をうけ、また、適性評価の文書を保有することになることに鑑みれば、問題は深刻だ。特定秘密の指定が解除された後の文書の保存期間が終了した後は、人知れず破棄されるおそれが避けられないからだ。知事部局の文書と統一した文書管理のルールの特例化が必要だ。

★特定秘密補指定状況等の報告

警察庁は特定秘密の指定状況などを国家公安委員会に少なくとも年1回報告を義務付ける「警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則」を平成26年12月8日に定めた。同様に各県警も各県公安委員会に少なくとも年1回報告を義務付ける訓令を制定している。各県警の特定秘密の指定状況については、公安委員会に対する上記報告の内容を情報公開請求すれば知ることができる。

4 まとめ

文書の作成から破棄、保存、保存文書の開示にいたるそれぞれの局面で、地方公共団体がどのようなルールを制定しているかについてのアンケートであったが、地方公共団体ごとに制度に対する評価がマチマチなため、回答にはルールが「ある」と記載されているながら、実際の条文にあたってみると、とてもルール化が行われているとは言えない例もあった。

特に、保存期間満了時の文書について、その開示請求権を市民に認めた条例の制定が不十分というだけでなく、開示請求の権利を支えるはずの、文書の破棄、保管の取扱いに関するルールの条例化が圧倒的多数の地方公共団体で遅れている。現状は、保存期間満了後の文書に対する市民の開示請求権は、保障されていない、といわざるを得ない。

こうしたことについては、最近、公文書の管理の重要性を国も地方公共団体も実感していることは確かであるが、地方公共団体毎にルール化についての認識が異なることなどをみると、現状は多くの地方公共団体とも制度設計を手探りしている状態にあるように思われる。

また、文書の破棄のルールについて、改善が必要な点は、43の都道府県で、警視庁と道府県警の保有する文書についての破棄のルールが知事部局と別に設けられていることだ。しかし、自治体警察は特定秘密の提供を受ける主体であることからみれば、本部長の判断だけで文書を破棄することも可能

な、現行の警察官僚の作成した訓令まかせから一刻も早く脱却し、都道府県全体で統一的な条例を定めるべきだ。

文書の破棄のルールが法定され、的確に運営されるためには、保存期間満了後の公文書館の設置が必要であることは指摘される。しかし、公文書館を設置できないから、文書の破棄のルールを条例で定めることができない、というのであれば、本末転倒である。実際に既存の施設に公文書館的な機能をもたせ、運用している地方公共団体もある。そういうかたちで歴史的な公文書の受け皿を設けている地方公共団体は都道府県で34、政令市で7存在する。仙台市のように、保存期間終了後の文書はすべて破棄する、というのは論外だ。

警察、議会を含めた、地方公共団体のすべての機関を対象とした、文書を保存（破棄）のルールを定めた条例の制定と、保存期間満了前の文書の情報公開条例による開示に加え、保存期間満了後の文書の開示を実現する条例が必要だ。これら3つの条例が充実して、はじめて市民の知る権利が実現されるのである。地方公共団体が保有する文書全体について、常に市民がアクセスできる内容の開示条例の制定が急務といわざるを得ない。

(丁)

公文書管理条例等の制定状況調査結果

平成 27 年 3 月
総務省自治行政局行政経営支援室

○本調査は、平成27年1月5日現在での公文書管理条例等の制定状況等について調査を行ったものである。

○本調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

○端数処理の都合上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(1) 公文書管理条例等の制定状況について

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
制定済	46	97.9	15	75.0	1568	91.1
条例	5	10.6	4	20.0	12	0.7
規則・規程・要綱等	40	85.1	11	55.0	1544	89.7
その他	1	2.1	0	0.0	12	0.7
定めていない	1	2.1	5	25.0	153	8.9
合計	47	100.0	20	100.0	1721	100.0

(2) 保存期間終了後の文書の扱いについて

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
全てを廃棄	0	0.0	1	6.7	570	36.4
一部を永年保存	7	15.2	4	26.7	775	49.5
一部を公文書館等に移管	39	84.8	10	66.7	223	14.2
合計	46	100.0	15	100.0	1568	100.1

(3) 制定予定について

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
制定に向けて検討中	0	0.0	1	20.0	12	7.8
制定するかどうかも含め検討中	1	100.0	3	60.0	92	59.7
検討していない	0	0.0	1	20.0	49	31.8
合計	1	100.0	5	100.0	153	99.4

(4) 公文書館について

① 設置状況

	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
設置済み	33	70.2	7	35.0
未設置	14	29.8	13	65.0
合計	47	100.0	20	100.0

② 設置予定

	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
設置に向けて検討中	0	0.0	2	15.4
設置するかどうかも含め検討中	8	57.1	7	53.8
検討していない	6	42.9	3	23.1
不要	0	0.0	1	7.7
合計	14	100.0	13	100.0

団体名	公文書管理条例等										公文書館等					
	制定状況			保存期間終了後の文書の扱い			制定予定				設置状況		設置予定			
	条例	規則・規程・要綱等 その他	定めていない	全てを廃棄	一部を永年保存	一部を公文書館等に移管	制定に向けて検討中	制定するかどうかも含め検討中	検討していない	設置済み	未設置	設置に向けて検討中	設置するかどうかも含め検討中	検討していない	不要	
北海道		○				○				○						
青森県		○				○				○						
岩手県		○			○					○		○				
宮城県		○				○				○						
秋田県		○				○				○						
山形県		○				○					○	○				
福島県		○				○				○				○		
茨城県		○				○				○						
栃木県			○				○			○						
群馬県		○				○				○						
埼玉県		○			○					○						
千葉県		○				○				○						
東京都		○				○				○						
神奈川県	○					○				○						
新潟県		○				○				○						
富山県		○				○				○						
石川県		○			○						○			○		
福井県		○				○				○						
山梨県		○				○				○				○		
長野県		○				○				○						
岐阜県		○				○				○						
静岡県		○				○					○	○				
愛知県		○				○				○						
三重県		○				○					○			○		
滋賀県		○				○				○						
京都府		○				○					○	○				
大阪府		○				○				○						
兵庫県		○				○				○						
奈良県		○				○				○						
和歌山県		○				○				○						
鳥取県	○					○				○						
島根県	○					○				○						
岡山県		○				○				○						
広島県		○				○				○						
山口県		○				○				○						
徳島県		○				○				○						
香川県	○					○				○						
愛媛県		○			○						○	○				
高知県		○			○						○	○				
福岡県			○			○				○						
佐賀県		○				○				○						
長崎県		○			○						○			○		
熊本県	○					○					○	○				
大分県		○				○				○						
宮崎県		○			○						○	○				
鹿児島県		○				○				○				○		
沖縄県		○				○				○						
合計	5	40	1	1	0	7	39	0	1	0	33	14	0	8	6	0

団体名	公文書管理条例等										公文書館等					
	制定状況			保存期間終了後の文書の扱い				制定予定			設置状況		設置予定			
	条例	規則・規程・要綱等	その他	定めていない	全てを廃棄	一部を永年保存	一部を公文書館等に移管	制定に向けて検討中	制定するかどうかも含め検討中	検討していない	設置済み	未設置	設置に向けて検討中	設置するかどうかも含め検討中	検討していない	不要
北海道 札幌市	○						○				○					
宮城県 仙台市		○			○						○			○		
埼玉県 さいたま市				○				○			○			○		
千葉県 千葉市		○				○					○			○		
神奈川県 横浜市		○					○				○			○		
神奈川県 川崎市				○				○			○					
神奈川県 相模原市	○						○				○					
新潟県 新潟市				○				○			○		○			
静岡県 静岡市		○					○				○			○		
静岡県 浜松市				○					○		○				○	
愛知県 名古屋市	○						○				○					
京都府 京都市		○				○					○				○	
大阪府 大阪市	○						○				○					
大阪府 堺市		○					○				○		○			
兵庫県 神戸市		○				○					○			○		
岡山県 岡山市				○				○			○				○	
広島県 広島市		○					○				○					
福岡県 北九州市		○					○				○					
福岡県 福岡市		○					○				○					○
熊本県 熊本市		○				○					○			○		
合計	4	11	0	5	1	4	10	1	3	1	7	13	2	7	3	1

自治体名	自治体数	制定状況					保存期間終了後の文書の扱い(注1)			制定予定(注2)			
		制定済			定めていない	全てを廃棄	一部を永年保存	一部を公文書館等に移管	制定に向けて検討中	制定するかどうかも含め検討中	検討していない		
		条例	規則・規程・要綱等	その他									
1	北海道	178	145	2	140	3	33	49	86	11	3	17	13
			81.5%	1.1%	78.7%	1.7%	18.5%	33.8%	59.3%	7.6%	9.1%	51.5%	39.4%
2	青森県	40	40	0	39	1	0	18	22	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	97.5%	2.5%	0.0%	45.0%	55.0%	0.0%			
3	岩手県	33	33	0	32	1	0	16	16	1	0	0	0
			100.0%	0.0%	97.0%	3.0%	0.0%	48.5%	48.5%	3.0%			
4	宮城県	34	26	0	25	1	8	11	13	2	0	4	4
			76.5%	0.0%	73.5%	2.9%	23.5%	42.3%	50.0%	7.7%	0.0%	50.0%	50.0%
5	秋田県	25	21	1	20	0	4	2	15	4	0	4	0
			84.0%	4.0%	80.0%	0.0%	16.0%	9.5%	71.4%	19.0%	0.0%	100.0%	0.0%
6	山形県	35	35	0	35	0	0	10	22	3	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	28.6%	62.9%	8.6%			
7	福島県	59	59	0	59	0	0	19	37	3	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	32.2%	62.7%	5.1%			
8	茨城県	44	44	0	44	0	0	21	17	6	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47.7%	38.6%	13.6%			
9	栃木県	25	25	0	25	0	0	6	15	4	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	24.0%	60.0%	16.0%			
10	群馬県	35	35	0	35	0	0	9	17	9	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	25.7%	48.6%	25.7%			
11	埼玉県	62	62	1	61	0	0	11	29	23	0	0	0
			100.0%	1.6%	98.4%	0.0%	0.0%	17.7%	46.8%	37.1%			
12	千葉県	53	53	0	53	0	0	25	19	9	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47.2%	35.8%	17.0%			
13	東京都	62	39	0	39	0	23	16	15	8	5	11	7
			62.9%	0.0%	62.9%	0.0%	37.1%	41.0%	38.5%	20.5%	21.7%	47.8%	30.4%
14	神奈川県	30	22	0	22	0	8	10	9	3	1	6	1
			73.3%	0.0%	73.3%	0.0%	26.7%	45.5%	40.9%	13.6%	12.5%	75.0%	12.5%
15	新潟県	29	29	0	29	0	0	7	17	5	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	24.1%	58.6%	17.2%			
16	富山県	15	15	0	14	1	0	1	10	4	0	0	0
			100.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	6.7%	66.7%	26.7%			
17	石川県	19	19	0	19	0	0	6	11	2	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	31.6%	57.9%	10.5%			
18	福井県	17	17	0	17	0	0	7	8	2	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	41.2%	47.1%	11.8%			
19	山梨県	27	27	0	27	0	0	11	15	1	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	40.7%	55.6%	3.7%			
20	長野県	77	65	2	63	0	12	28	31	6	0	8	4
			84.4%	2.6%	81.8%	0.0%	15.6%	43.1%	47.7%	9.2%	0.0%	66.7%	33.3%
21	岐阜県	42	42	0	42	0	0	19	20	3	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	45.2%	47.6%	7.1%			
22	静岡県	33	31	0	30	1	2	16	11	4	0	1	1
			93.9%	0.0%	90.9%	3.0%	6.1%	51.6%	35.5%	12.9%	0.0%	50.0%	50.0%
23	愛知県	53	49	0	49	0	4	18	22	8	0	4	0
			92.5%	0.0%	92.5%	0.0%	7.5%	36.7%	44.9%	16.3%	0.0%	100.0%	0.0%
24	三重県	29	29	0	29	0	0	8	19	2	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	27.6%	65.5%	6.9%			
25	滋賀県	19	14	1	13	0	5	4	8	2	0	3	2
			73.7%	5.3%	68.4%	0.0%	26.3%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	60.0%	40.0%
26	京都府	25	25	0	24	1	0	10	13	2	0	0	0
			100.0%	0.0%	96.0%	4.0%	0.0%	40.0%	52.0%	8.0%			
27	大阪府	41	41	0	40	1	0	15	22	4	0	0	0
			100.0%	0.0%	97.6%	2.4%	0.0%	36.6%	53.7%	9.8%			
28	兵庫県	40	40	0	40	0	0	13	21	6	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	32.5%	52.5%	15.0%			
29	奈良県	39	39	0	39	0	0	25	14	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	64.1%	35.9%	0.0%			
30	和歌山県	30	26	0	25	1	4	11	14	1	0	4	0
			86.7%	0.0%	83.3%	3.3%	13.3%	42.3%	53.8%	3.8%	0.0%	100.0%	0.0%
31	鳥取県	19	19	0	19	0	0	6	13	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	31.6%	68.4%	0.0%			

自治体名	自治体数	制定状況					保存期間終了後の文書の扱い(注1)			制定予定(注2)			
		制定済			定めていない	全てを廃棄	一部を永年保存	一部を公文書館等に移管	制定に向けて検討中	制定するかどうかも含め検討中	検討していない		
		条例	規則・規程・要綱等	その他									
32	島根県	19	13	0	13	0	6	5	8	0	0	3	3
			68.4%	0.0%	68.4%	0.0%	31.6%	38.5%	61.5%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
33	岡山県	26	26	0	26	0	0	12	11	3	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	46.2%	42.3%	11.5%			
34	広島県	22	22	1	21	0	0	1	16	5	0	0	0
			100.0%	4.5%	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%	72.7%	22.7%			
35	山口県	19	17	0	17	0	2	6	9	2	0	2	0
			89.5%	0.0%	89.5%	0.0%	10.5%	35.3%	52.9%	11.8%	0.0%	100.0%	0.0%
36	徳島県	24	24	0	24	0	0	11	9	4	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	45.8%	37.5%	16.7%			
37	香川県	17	13	1	12	0	4	6	5	2	0	2	2
			76.5%	5.9%	70.6%	0.0%	23.5%	46.2%	38.5%	15.4%	0.0%	50.0%	50.0%
38	愛媛県	20	20	0	20	0	0	13	6	1	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	65.0%	30.0%	5.0%			
39	高知県	34	28	0	28	0	6	13	15	0	1	3	2
			82.4%	0.0%	82.4%	0.0%	17.6%	46.4%	53.6%	0.0%	16.7%	50.0%	33.3%
40	福岡県	58	58	0	58	0	0	4	4	50	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	6.9%	6.9%	86.2%			
41	佐賀県	20	9	0	9	0	11	1	5	2	1	7	3
			45.0%	0.0%	45.0%	0.0%	55.0%	11.1%	55.6%	22.2%	9.1%	63.6%	27.3%
42	長崎県	21	20	0	20	0	1	7	11	2	0	0	1
			95.2%	0.0%	95.2%	0.0%	4.8%	35.0%	55.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
43	熊本県	44	40	1	39	0	4	15	22	3	1	1	2
			90.9%	2.3%	88.6%	0.0%	9.1%	37.5%	55.0%	7.5%	25.0%	25.0%	50.0%
44	大分県	18	18	0	18	0	0	8	9	1	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	44.4%	50.0%	5.6%			
45	宮崎県	26	26	0	26	0	0	12	12	2	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	46.2%	46.2%	7.7%			
46	鹿児島県	43	43	0	43	0	0	22	20	1	0	0	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	51.2%	46.5%	2.3%			
47	沖縄県	41	25	2	22	1	16	6	12	7	0	12	4
			61.0%	4.9%	53.7%	2.4%	39.0%	24.0%	48.0%	28.0%	0.0%	75.0%	25.0%
合計		1721	1568	12	1544	12	153	570	775	223	12	92	49
			91.1%	0.7%	89.7%	0.7%	8.9%	36.4%	49.4%	14.2%	7.8%	60.1%	32.0%

注1) 構成比は、制定済団体に対する割合

注2) 構成比は、定めていない団体に対する割合

- (2) (1)①の場合、議会保有文書について例外規定はありますか
 ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (3) (1)①の場合、県警保有文書について例外規定はありますか
 ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (4) 破棄する場合に首長に意見を尋ねることを義務付ける定めがありますか
 ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (5) 保存期間満了後の文書の保存要件についての定めはありますか
 ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (6) 保存期間が満了した文書を保存する場合の保存場所の定めはありますか
 ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (7) (5) で保存した文書の開示規定はありますか
 ①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
 b 条例以外（ ））
 ②なし
- (8) 公文書館はありますか
 ①あり（設立の根拠：a 条例 b 条例以外（ ））
 ②なし

4. 特定秘密保護法と文書管理

- (1) 特定秘密文書の保存期間についての具体的な定めを設けていますか
 ①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
 b 条例以外（ ））
 ②なし
 ③その他（具体的に ）
- (2) 適正評価にかかる情報の保存期間についての具体的な定めを設けていますか
 ①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
 b 条例以外（ ））
 ②なし
 ③その他（具体的に ）
- (3) 特定秘密文書の保存期間満了時の破棄のルールを設けていますか
 ①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
 b 条例以外（ ））
 ②なし
 ③その他（具体的に ）

ⁱ この質問の趣旨は、公文書館的な機能をもつ施設を準備しているか、というものであったが、後の(8)の質問に対しても、同様の回答がなされ、重複することとなったため、コメント作成時には(8)のみを集計し、この質問に対する回答結果はまとめなかった。